

地域防犯カメラ等設置補助金
及び
地域防犯カメラ等維持管理補助金
申請の手引

(令和5年4月1日現在)

熊谷市

目 次

1	補助制度の概要	2
2	地域防犯カメラ設置の流れ	3
3	地域防犯カメラの維持・管理	10
4	申請書類・添付書類（記載例）	12
5	Q & A	21
6	問い合わせ先一覧	22

はじめに

熊谷市の刑法犯認知件数は、長引くコロナ禍の影響もあり減少傾向にありましたが、令和4年には増加に転じています。「地域の安全は地域で守る」という趣旨のもと地域防犯活動にご尽力いただいておりますが、活動する人の高齢化や人員の確保などが課題となっています。

こうしたなか、地域防犯カメラは、自主防犯活動を補完することができ、より犯罪抑止効果が高まることから、地域社会の安心・安全に寄与することが期待されています。

一方、地域防犯カメラで撮影された画像は、プライバシー保護の観点から、個人情報の取り扱いに十分留意する必要があります。

本補助制度を活用して地域防犯カメラを設置しようとする自治会は、適正な画像の管理に併せ、機器の維持管理等を継続されますようお願いいたします。



1 補助制度の概要

(1) 制度の目的

自治会が地域に設置する地域防犯カメラの設置に要する費用（設置補助金）及び、地域防犯カメラの維持管理に要する費用（維持管理補助金）の一部を補助することで、地域が自主的に当該地域における犯罪を防止するために行う活動を支援し、犯罪のない安全なまちづくりを図ることを目的としています。

地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、公共の場所（道路、公園その他の多数の者が自由に往来し、又は出入りする場所をいう。）を撮影対象に設置する常設の画像記録装置を有する映像機器及びこれに附属する機器をいいます。

なお、常時監視が可能なモニターの設置は、プライバシー保護の観点から本補助制度では認められません。

(2) 補助の対象となる団体

自治会に補助します。

(3) 補助対象となる経費

- ア 地域防犯カメラの購入費用及び設置工事費用
- イ 地域防犯カメラの設置を示す看板設置費用
- ウ 地域防犯カメラ及び看板の維持管理に要する費用

※対象外となる経費

- ・各種許可申請費、移設・撤去費用
- ・施設の管理、私有財産の保護を目的とするカメラの設置費用
- ・レンタル、リースによる設置費用

(4) 補助率等

ア 設置補助金

- (ア) 補助対象となる経費の4分の3以内（100円未満切り捨て）
- (イ) 1自治会につき、1年度あたり15万円を限度

イ 維持管理補助金

- (ア) 上記アの交付を受けた地域防犯カメラ1箇所につき、年額8千円
- (イ) 設置後、最大5年間交付

地域防犯カメラの設置を検討する場合は、必ず事前に「熊谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をお読みいただき、設置に必要な事項に対応してください。地域防犯カメラの設置に際しては、プライバシー保護や個人情報の取扱いに十分留意しなければなりません。

2 地域防犯カメラ設置の流れ

地域防犯カメラの設置に際しては、その目的、設置場所、設置・維持管理に要する費用、地域の同意や許可手続等を理解した上で準備を進めていただく必要があります。次の流れを参考として準備を進めてください。

(1) 地域防犯カメラの設置に向けた準備

手順 1-1 設置の必要性を検討する

地域防犯カメラは、日頃の防犯パトロールを補完するものです。従って、日頃の防犯パトロール体制を見直し、地域防犯カメラを設置する必要性を検討してください。

※熊谷警察署生活安全課に地域の犯罪発生状況を相談するなど、最新の情報を収集しましょう。

手順 1-2 設置場所・撮影範囲等を検討する

犯罪を防止するために効果的な設置場所を検討しましょう。撮影範囲・設置台数は必要最小限にしなければなりません。

※設置場所によって許可を得る必要があります、その手続が異なります。また、手続に時間を要することや設置に制限がある場合がありますので、まず、公道上以外の場所（私有地等）を検討してください。

P 7～8を参照し、必要な手続を確認しましょう。

手順 1-3 設置場所の現場を確認する

熊谷警察署生活安全課と安心安全課立ち会いの下、設置予定現場を確認しましょう。警察から地域の犯罪発生状況から、効果的な設置について助言をもらうことができます。

※申請の際、警察からの助言内容を報告していただきます。書類の作成は、P 15を参照してください。

手順 1-4 設置費用・維持管理費用を考慮して機器を選定する

地域防犯カメラの設置費用について、複数の業者から見積を取り寄せましょう。お近くの防犯カメラ取扱業者等に相談してください。

また、設置後も適正な維持管理が必要です。

※見積をもとに、収支の計画を立てましょう。書類の作成は、P 19を参照してください。また、維持管理にかかる費用も確認しておきましょう。維持管理については、P 10・P 11を参照してください。

手順 1-5 配置予定図・設置運用規約を策定する。

現場確認して配置場所が決まったら、地域防犯カメラの配置予定図を作成してください。また、「熊谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守していただく必要があるため、設置運用規約を策定してください。

※配置予定図の作成は、P 14を参照してください。設置運用規約の策定は、P 16を参照してください。

◇電柱へ設置する場合◇

防犯カメラを設置できる電柱か確認する必要があります。

P 22 問い合わせ先一覧を参照してください。

・東京電力が所有する電柱の場合⇒共架可否判定を申し込む。

(別途、調査費用がかかります。)

・NTTが所有する電柱の場合⇒共架可能か問い合わせる。

☆電柱の所有者は、電柱についているプレートで確認できます。

・プレートが1枚の場合

付いているプレートに記載されている会社が所有者。

・プレートが2枚の場合

下に付いているプレートに記載されている会社が所有者。

※手続が複雑なため、設置依頼業者等に相談しましょう。

※NTT電柱は東電柱と比較して、申請費用が増える傾向にあります。

手順 1-6 地域の合意を得る

地域防犯カメラを設置するためには、手順 1-1 から 1-5 で準備した内容を地域の方へ説明し、合意を得る必要があります。

また、設置場所付近の方には事前に説明し、同意を得ておくことが必要です。

※地域に説明した内容や質問事項等を記録し、地域の合意を得ていることがわかるように書類を作成してください。(P 18を参照)

(2) 設置補助金交付申請の手続き

手順 2-1 補助金交付申請書を提出する

「交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、安心安全課に提出してください。(P 12を参照)

また、設置補助金は年度内に地域防犯カメラの設置工事を完了することが条件のため、年度末申請(2～3月)の場合、工事計画によっては、翌年度申請をお願いする場合があります。

なお、予算の範囲内での執行となりますことをご承知おきください。

※添付書類

- ① 地域防犯カメラの購入に要する費用がわかる書類(見積書・カタログ)
カメラ等の性能

有効画素数	100万画素以上
防水、防塵基準	国際電気標準会議規格 IP66 以上
録画速度	3コマ/秒以上
録画日数	14日以内

また、無線LAN等機能については、以下を推奨します。

○無線LAN暗号化方式：WPA2-PSK (AES)

○無線LAN規格：IEEE802.11n に準拠

- ② 地域防犯カメラの配置予定図
- ③ 自治会規約の写し
- ④ 地域防犯カメラの設置及び運用に関する規約
- ⑤ 地域防犯カメラの設置について地域の合意を得ていることがわかる書類
- ⑥ 収支予算書
- ⑦ 地域防犯カメラの設置について警察から助言を受けたことがわかる書類
- ⑧ 必要に応じて提出
- ・ 共架可否判定回答書(東電柱に共架の場合)
 - ・ NTTと協議したことがわかる書類(NTT柱に共架の場合)
 - ・ 土地建物所有者が設置を承諾したことがわかる書類(私有地の場合)

手順 2-2 交付決定通知書を受け取る

申請書類の審査後、申請自治会の代表者に「交付決定通知書」「事業報告書」を送付します。交付決定を受けた後、地域防犯カメラの設置等を実施してください。また、交付決定通知交付前に設置工事を着手しないでください。

※注意事項

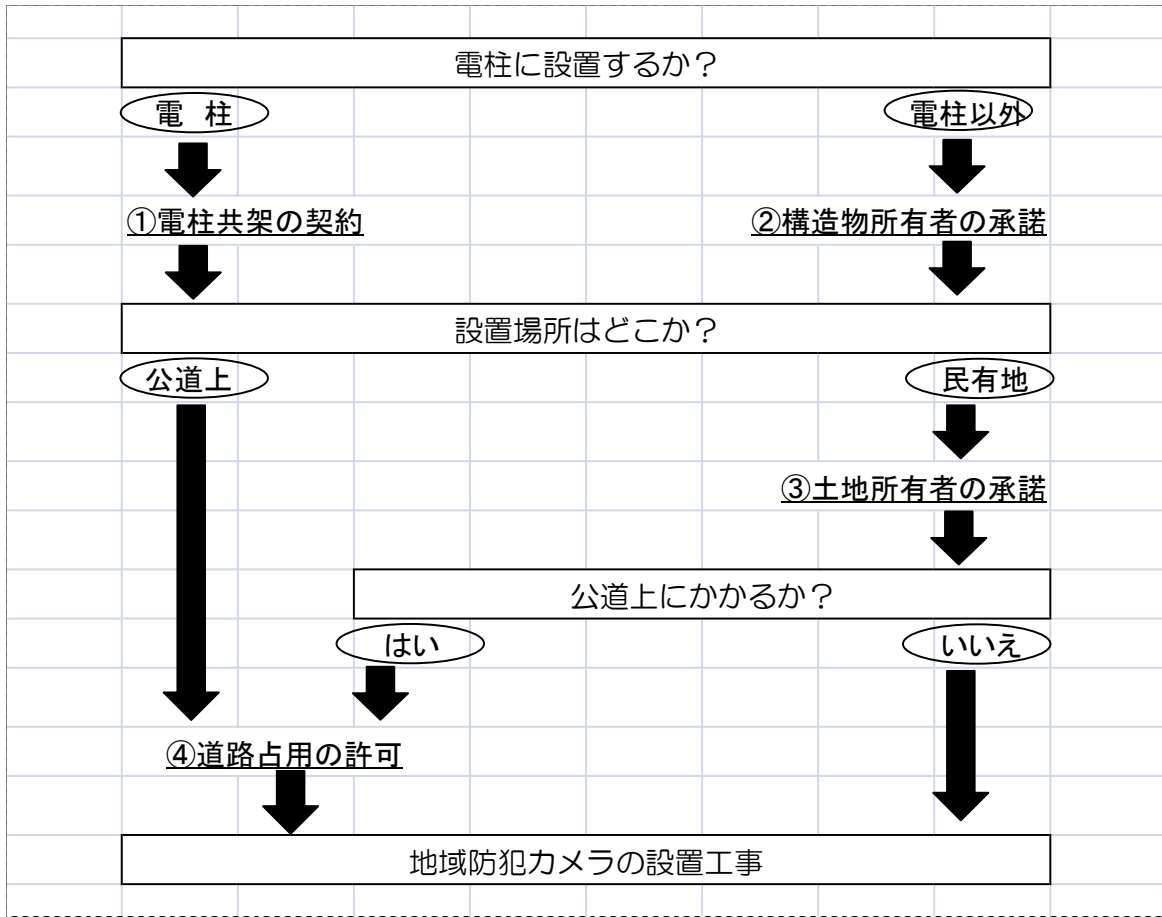
- ① 申請の内容に変更が生じる場合は、変更承認の申請が必要になります。必ず事業実施前に安心安全課に連絡してください。
- ② 交付決定後に補助金の額を増額する変更はできません。
- ③ 設置補助金の交付は、事業がすべて完了した後に指定口座へ振り込みます。



(3) 地域防犯カメラの設置場所の許可手続き

手順 3-1 設置場所に応じた手続きを行う

地域防犯カメラを設置する場所により、必要な手続き等が異なりますので、以下を参考として進めてください。



① 電柱共架の契約〔設置場所：公道上または私有地〕

電柱によって、所有者が異なり、必要な手続きも異なります。

(手続きには期間を要します)

- ・東京電力が所有する電柱の場合⇒事前に共架可否判定を申し込む。
※判定は可否にかかわらず電柱1本あたりの調査費用がかかります。
 - ・NTTが所有する電柱の場合⇒共架可能か問い合わせる。
- ☆電柱の所有者は、電柱についているプレートで確認できます。
- ・プレートが1枚の場合
付いているプレートに記載されている会社が所有者。
 - ・プレートが2枚の場合
下に付いているプレートに記載されている会社が所有者。

※手続きが複雑なため、設置依頼業者等に相談しましょう。

② 構造物等所有者の承諾〔設置場所：公道または私有地〕

電柱以外の構造物に地域防犯カメラを設置しようとするときは、その構造物等の所有者から承諾を得る必要があります。

※市が管理する道路上の構造物（公衆街路灯、道路照明灯等）への地域防犯カメラの設置は、原則として認められません。

③ 土地所有者の承諾〔設置場所：私有地〕

地域防犯カメラの設置場所となる土地の所有者から承諾を得る必要があります。設置場所が私有地内の電柱や構造物等でも、防犯カメラ本体が公道上にかかる場合は、道路占用許可が必要です。

④ 道路占用の許可〔設置場所：公道上〕

地域防犯カメラを設置する場所が市管理の道路の場合、管理課に道路占用許可を申請し、許可を受ける必要があります。

※道路占用許可は、原則として道路以外に設置する余地がない場合に許可を検討することとなっています。

手順 3-2 地域防犯カメラ・表示看板等を設置する

必要な手続きを行い、許可を受けた後、地域防犯カメラ等の設置を開始してください。

また、工事の際、地域防犯カメラが設置されていることを示す看板等も必ず設置してください。看板の表示内容は、防犯カメラを設置していること及び設置者（自治会名）を必ず表示してください。

(4) 事業報告の手続き

手順 4-1 実績報告書を提出する

地域防犯カメラの設置が完了したら、速やかに「事業報告書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、安心安全課に提出してください。

領収証の宛名は、必ず補助金を申請した「自治会名」としてください。

※添付書類

- ① 地域防犯カメラの購入・設置等に要する経費のわかる領収証
- ② 収支決算書
- ③ 地域防犯カメラの配置図
- ④ 設置場所の現場写真（設置が確認できる写真）
- ⑤ 電柱共架契約書の写し（電柱に共架する場合）

- ⑥ 構造物等使用承諾書の写し（電柱以外に設置する場合）
- ⑦ 土地使用承諾書の写し（私有地に設置する場合）
- ⑧ 道路占用許可書の写し（公道上に設置する場合）

手順４－２ 確定通知書を受け取る

事業報告書類の確認後、申請自治会の代表者に「補助金確定通知書」、「交付請求書」を送付します。

手順４－３ 請求書を提出し、補助金の振り込みを確認する

「交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに安心安全課に提出してください。請求書に基づき、あらかじめ指定した口座に振込み、補助金を交付します。

設置補助金に関する手続きは以上です。

設置後は、「熊谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守するとともに、プライバシーの保護等に十分留意して、適切に維持・管理してください。（次ページも参照してください）



3 地域防犯カメラの維持・管理

(1) 地域防犯カメラ設置の表示

地域防犯カメラが設置されていることを示す看板を設置することで、犯罪の抑止効果が高まります。

看板には、「地域防犯カメラを設置していること」及び「設置自治会の名称」を表示してください。

(2) 地域防犯カメラ設置運用規程の遵守

「熊谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づいた設置及び運用が行われるようプライバシーの保護を図るとともに、画像等の適切な取扱いに留意するための設置運用規約を策定し、遵守してください。

(3) 保守管理

地域防犯カメラは、屋外における長期間使用による部品の劣化などにより、運用に支障を来す故障も起こり得ます。

機種を選定を行う際に、部品の交換等にかかる費用、保証期間、故障時の対応、点検費用などの確認をしておくことが大切です。

具体的な維持管理費用の見込みについては、設置依頼業者等にご確認ください。

※参考 地域防犯カメラ維持管理にかかる費用

- ・電気料 4,247 円／年(市防犯カメラ1台当たりの令和4年度実績)
- ・電柱共架料 1本当たり2,640円(税別)／年
- ・SDカード等、カメラ機器に係る消耗品

(4) 定期点検

地域防犯カメラを設置したら、定期的に動作確認や破損の有無などを点検してください。地域防犯カメラの留め具等が破損していると、落下する恐れがあり危険です。

※カメラの落下などで事故が発生した場合は、設置者の責任となります。

(5) 継続使用

地域防犯カメラ設置後、5年間は継続して適切に管理してください。

(6) 維持管理補助金申請の手続き

手順5-1 補助金交付申請書を提出する

「交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、安心安全課に提出してください。(P13を参照)

なお、交付申請は地域防犯カメラ設置完了後、速やかに行っていただきますようお願いいたします。

※添付書類

- ① 地域防犯カメラの現況写真(近景及び遠景)(申請前1月以内)
- ② 地域防犯カメラにより撮影された画像の写し(申請前1月以内)

手順5-2 交付決定通知書を受け取る

申請書類の審査後、申請自治会の代表者に「交付決定通知書」を送付します。

手順5-3 請求書を提出し、補助金の振り込みを確認する

「交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに安心安全課に提出してください。請求書に基づき、指定口座に振込み、補助金を交付します。

維持管理補助金に関する手続きは以上です。

令和3年度以降に設置される地域防犯カメラの維持管理補助金は、原則として5年間交付できますが、年度毎に交付申請が必要になります。

4 申請書類・添付書類（記載例）

様式第1号（第6条関係）

熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

熊谷市長 宛

自治会

名称 〇〇自治会

所在地 熊谷市〇〇1-2-3

（代表者）

職・氏名 会長 〇〇 〇〇

電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年度熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金の交付を希望する旨を下記のとおり申請
します。

所在地・氏名・電話番号は、（代表者）会長のことを記入ください。

記

1 補助金の交付申請額 〇〇〇, 〇〇〇円

2 交付申請額の算定根拠

内 容	金 額
例) 地域防犯カメラ	〇〇〇, 〇〇〇円
取付金物	〇〇, 〇〇〇円
労務費	〇〇, 〇〇〇円
材料消耗品費	〇〇, 〇〇〇円
諸経費	〇〇, 〇〇〇円
消費税	〇〇, 〇〇〇円
支 出 合 計	(A) 〇〇〇, 〇〇〇円

備考 補助金の交付申請額の算定方法

申請額＝支出合計（A）×3／4（100円未満切捨て）

（限度額以上の場合は限度額を、限度額未満の場合は当該額を記載すること。）

3 地域防犯カメラ設置計画

設置予定場所	熊谷市〇〇4-5-6
設置予定台数	1台

4 添付書類

- (1) 地域防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用を証する書類
- (2) 地域防犯カメラ等の配置予定図
- (3) 自治会規約の写し
- (4) 地域防犯カメラの設置について地域の合意を得ていることを証する書類
- (5) 地域防犯カメラの設置及び運用に関する規約

熊谷市地域防犯カメラ等維持管理補助金交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

熊谷市長 宛

自治会

名称 〇〇自治会

所在地 熊谷市〇〇1-2-3

(代表者)

職・氏名 会長 〇〇 〇〇

電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年度熊谷市地域防犯カメラ等維持管理補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付申請額 〇,〇〇〇円

2 地域防犯カメラの維持管理に関する状況

	設置場所	台数	維持管理費	動作確認日
1	熊谷市〇〇4-5-6	〇	〇,〇〇〇	〇〇月〇〇日
2				月 日
3				月 日
4				月 日
5				月 日
	合計	〇台	〇,〇〇〇円	

(備考)「動作確認日欄」には、申請前1月以内の日を記載すること。

3 添付書類

- (1) 地域防犯カメラの現況写真(近景及び遠景)(申請前1月以内に撮影したものに限る。)
- (2) 地域防犯カメラにより撮影された画像の写し(申請前1月以内に撮影したものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

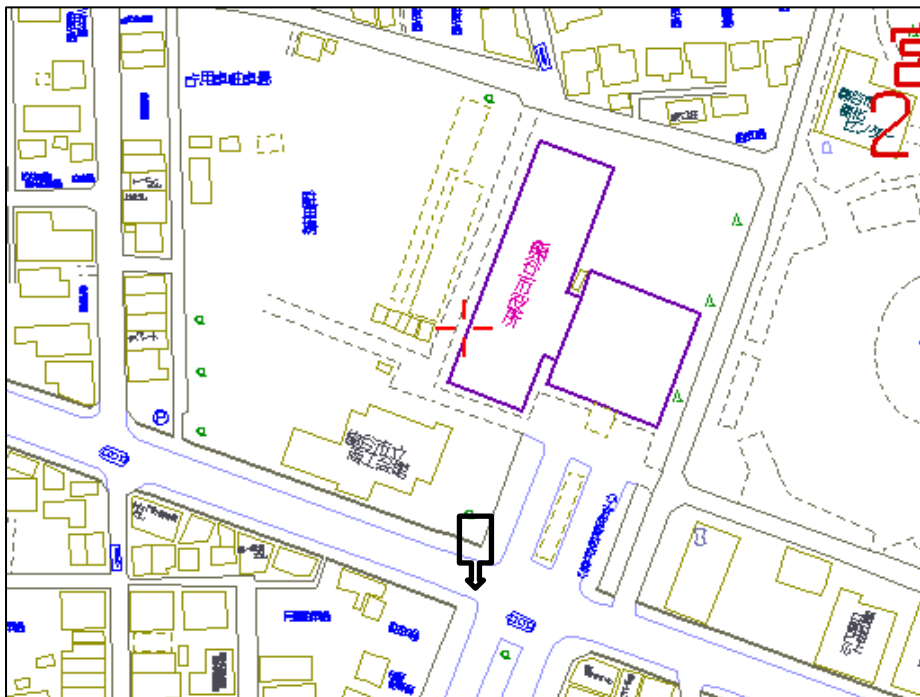
任意様式

記載例

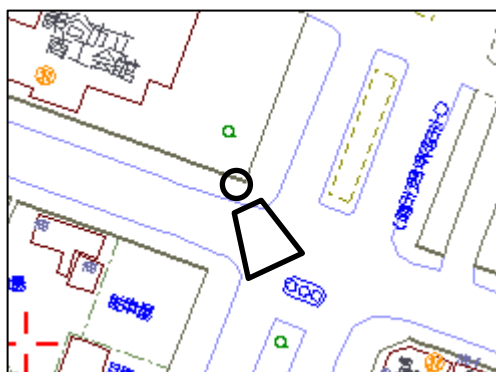
地域防犯カメラの配置予定図

自治会名 ○○自治会
設置予定場所 熊谷市○○4-5-6

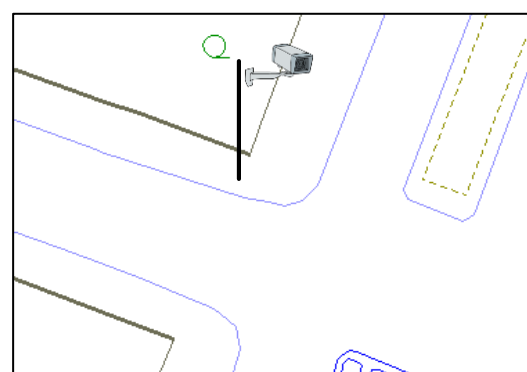
☆周辺図



☆拡大図



☆現場写真（イメージ）



任意様式

記 載 例

地域防犯カメラ設置に係る所轄警察署との現場確認について

自治会名 ○○自治会
代表者名 ○○ ○○

地域防犯カメラの設置について、次のとおり熊谷警察署と現場確認をした結果を報告します。

1 実施日

年 月 日

2 地域防犯カメラ設置予定場所

熊谷市○○4-5-6（別紙参照）

3 設置における助言内容

警察から受けた助言内容を記載してください。

〇〇自治会防犯カメラ設置運用規約

1 目的

この規約は、〇〇自治会が設置する防犯カメラに関して、必要な事項を定めることにより、プライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取扱いに留意し、当該自治会区域内における犯罪の防止を目的とするものである。

2 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ ○台

熊谷市〇〇4-5-6地内

(2) 録画装置 一式

録画を転送して保存する仕組の場合は、装置が住所を記載

3 設置者及び運用責任者等

(1) 設置者

〇〇自治会 ○〇 ○〇（団体名・代表者名を記載）

(2) 運用責任者

〇〇自治会 ○〇 ○〇（運用責任者名を記載）

(3) 操作責任者

〇〇自治会 ○〇 ○〇（操作責任者名を記載）

4 機器の操作及び画像の視聴の制限

機器の操作及び画像の視聴については、上記運用責任者又は操作責任者が行うものとし、他の者が行う場合は、運用責任者の許可を得なければならない。

5 設置の表示

設置者は、防犯カメラの撮影区域又はその周辺に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には自治会名を記載することとする。

6 画像の適正な管理

設置者は、画像について次のとおり取り扱うものとする。

(1) 画像の保護

ア 記録媒体一体型防犯カメラについては、記録媒体取り出し部を施錠可能なケースで保護し、運用責任者及び操作担当者以外の者の持ち出しを禁止する。

イ 画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信する場合は、外部への漏えいを防止するため、必要な措置をとる。

ウ 上記により画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信した際は、その理由を記録に残すこととする。

(2) 画像の保存期間

画像の保存期間は、○日間とする。

上記期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合、理由を明確にしたうえで、撮影日時、場所等と合わせて記録に残すものとする。

(3) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、データの上書き又は初期化などにより、確実に消去する。記録媒体、記録装置を破棄する場合は、画像の読み取り及び復元ができないように処分する。

(4) 画像の加工禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

7 秘密の保持

設置者及び運用責任者・操作責任者は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、設置者及び運用責任者・操作責任者でなくなった後においても同様とする。

8 画像の提供

運用責任者及び操作担当者は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはならない。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書による画像提供の要請を受けた場合。

上記に基づき、第三者に画像を提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録に残すこととする。

9 問い合わせ等への対応

設置者は、設置した防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情を受けた場合、問い合わせ等の内容が、設置目的又は設置運用規約に照らして適正な行為かどうかを判断し、誠実かつ迅速に対応する。

10 防犯カメラの保守点検及び撤去

設置者は、防犯カメラに関わる機材を定期的に点検し、修理・修繕を行うこととする。また、設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って機材や表示を撤去する。

(附則)

この規約は、 年 月 日から施行する。

任意様式

記 載 例

〇〇自治会定期総会議事内容

- 1 日 時
年 月 日 () 午後〇時
- 2 場 所
〇〇集会所
- 3 議 題
地域防犯カメラの設置について
※該当する議題のみ抜粋可
- 4 内 容
地域防犯カメラの設置について、目的・設置場所・撮影範囲・台数・維持管理などを説明し、「熊谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき策定した設置運用規約に則り、適切に設置・運用することで承認されました。
- 5 議題に対する質疑
 - (1) 質問 1
〇〇〇
 - 回答 1
〇〇〇

※地域防犯カメラを設置する旨の説明内容及び地域の合意を得られたことがわかるように記載してください。

また、総会以外（理事会・役員会等）の会議で設置を決定した場合は、参加者以外にも回覧板等で周知し、同意を得てください。

（トラブルが起きないように配慮してください）

任意様式

記 載 例

収 入 支 出 予 算 書

収入の部

項 目	金 額
地域防犯カメラ設置補助金	150,000円
自治会費より繰入	50,000円
収 入 合 計	200,000円

支出の部

項 目	金 額
防犯カメラ一式	150,000円
設置工事費	45,000円
看板設置費	5,000円
支 出 合 計	200,000円

任意様式

記 載 例

土地建物使用承諾書

〇〇年〇〇月〇〇日

所有者住所 熊谷市〇〇7-8-9

所有者氏名 〇〇 〇〇 ⑩

私が所有する土地及び建物について、〇〇自治会が設置する地域防犯カメラの趣旨に賛同したので、下記のとおり使用することを承諾する。

記

- 1 土地の所在 熊谷市〇〇 〇-〇-〇
- 2 建物の所在 熊谷市〇〇 〇-〇-〇
- 3 使用目的 地域防犯カメラ設備一式を設置するため
- 4 使用期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 5 使用者氏名 防犯カメラ設置者
〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 ⑩

5 Q&A

Q 1 地域防犯カメラが設置されている旨を表示する場所は？
防犯カメラが設置され、撮影されていることが、わかる旨を表示してください。 例) 防犯カメラ作動中 ○○自治会
Q 2 補助対象の防犯カメラはどのようなものですか？
防犯カメラは、大きく分けて「録画一体型」と「集中管理型」に分かれます。 ○ 録画一体型 カメラと録画装置が一体となっているカメラ。 ○ 集中管理型 インターネット回線等を利用したネットワークカメラ。 このうち、インターネット回線を利用したネットワークカメラは、通信費・録画保存機器等、維持管理費が高額になるばかりか、パスワード等の管理運用によっては、悪意のある第三者に画像が流出する恐れもあるなど、プライバシー保護の観点から、 補助の対象外 としています。
Q 3 リースやレンタルの防犯カメラは補助対象となりますか？
当該事業は、購入費用の一部を補助する単年度事業のため、自治会が購入かつ所有した防犯カメラが補助対象となります。従って、分割や月額でのリースやレンタルの防犯カメラは 補助の対象外 です。
Q 4 不法投棄を監視するカメラは補助対象となりますか？
地域防犯カメラは、犯罪の抑止を目的とした地域防犯活動を補完するために設置するものであるため、「監視」を目的としたカメラは対象となりません。
Q 5 故障しているカメラは維持管理費の補助対象となりますか？
地域防犯カメラは、交付申請時に現に稼働していることが条件となりますので、対象となりません。



6 問い合わせ先一覧

- 補助金申請に関する問い合わせ
安心安全課防犯係 048-524-1386

- 設置場所・犯罪発生状況に関する相談
熊谷警察署生活安全課生活安全係（防犯担当） 048-526-0110

- 道路上の設置に関する問い合わせ
管理課占用係 048-524-1111

- 電柱への設置に関する問い合わせ
 - ・ 東電柱への共架
東電タウンプランニング 第一共架オペレーションセンター
048-637-3970
048-637-3971

 - ・ NTT柱への添架
(株)プラントレコードサービス NTT事業部
NTT設備管理北センタ 048-555-3165
NTT設備管理西センタ 0492-66-3370

